

情報セキュリティ政策会議
重要インフラの情報セキュリティ対策に係る
基本的考え方(案)の概要

平成17年9月15日
内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)

重要インフラの情報セキュリティ対策に係る基本的考え方(案)の概要

目的

IT戦略本部情報セキュリティ専門調査会情報セキュリティ基本問題委員会第2次提言(平成17年4月22日)を踏まえ、重要インフラの各事業において発生する「IT障害」から重要インフラを防護し、重要インフラ事業者の事業継続性を確保するため、「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画(平成12年12月)」及びこれに基づく取り組みを発展・強化させた新たな行動計画をとりまとめるための、基本的方向性を示す。

これまでの対策とその問題点

「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画(平成12年12月)」について、IT利用度の高まりにより、想定脅威等を抜本的に見直す必要。

対象範囲

(1)対象範囲の見直し

従来重要インフラ分野(情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス)に、新たに「医療」、「水道」、「物流」を追加し、10分野とする。

(2) 想定脅威の見直し

サイバー攻撃等の意図的要因だけでなく、非意図的要因、自然災害など、多種多様な脅威の全てを対象

情報セキュリティ水準の向上のための具体的対策

- (1) 分野横断的な状況把握(相互依存性解析等)の実施
- (2) 分野ごとの「安全基準・ガイドライン」の作成・評価

官民の連絡・連携、情報共有体制の強化とその実効性の確保

- (1) 情報共有体制の強化(重要インフラの各分野別の「情報共有・分析センター」(仮称)の創設等)
- (2) 連絡・連携する「情報」の充実及び質の向上
- (3) IT障害発生時対応の強化
- (4) 分野横断的演習を通じた機能・体制の検証と見直し

情報セキュリティ基盤の強化

- (1) 人材育成・研究開発
- (2) 事案対処省庁の取り組みの強化
- (3) 地域レベルの取り組みの促進
- (4) 国際連携

重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画の策定

「重要インフラ専門委員会」を設置し、平成17年末を目処に、行動計画を策定。

重要インフラの情報セキュリティ対策に係る基本的考え方(案)の 施策の実施予定

平成17年度

重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画の策定 (年末を目処)

「安全基準・ガイドライン策定のための指針」の決定(年末を目処)

内閣官房からの早期警戒情報提供の枠組みの整備 (年度末を目処)

内閣官房におけるインフラ分野間のコーディネーション機能の整備
(年度末を目処)

平成18年度

「安全基準・ガイドライン」の策定・見直し等 (9月末を目処)

重要インフラ横断的な演習の企画・実施 (年度中)

相互依存性解析の実施 (年度末を目処)

重要インフラの各分野別の「情報共有・分析センター」(仮称)の創設
(年度末を目処)

「重要インフラ連絡協議会」(仮称)の整備の推進 (年度末を目処)